

**【提案項目】**

修学支援の必要性がますます増大している現下の経済状況において、長期的に安定した奨学金事業を運営するために、次の措置を講じること。

- 1 臨時特例交付金の追加交付  
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金について、平成26年度まで奨学金事業が運用できるよう追加交付を行うこと。
- 2 高等学校等奨学金事業交付金の配分見直し  
高等学校等奨学金事業交付金について、事業移管後の奨学金事業の運営状況及び会計検査院の報告（平成23年9月23日公表）を踏まえた配分方法へ見直しを行うこと。

**【提案理由等】**

経済情勢の先行きが不透明であることに加え、雇用情勢も回復しないことから、奨学金の申込者数及び貸与額は大幅な増加傾向が続いており、長期的に安定した奨学金事業を運営するためには、財源確保が大きな課題となっている。

- 1 高校生修学支援基金は、国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により造成し、私立学校の授業料等減免事業及び奨学金事業に充当するもので、活用期間が平成26年度まで延長され、平成24年3月に18億223万9,000円が追加交付された。  
しかし、本県における奨学金事業は、平成21年度から平成24年度のいずれも平成20年度実績を上回る応募者数となり、平成25年度以降も平成20年度実績を上回る応募者数が予想される。  
このため、応募者数の増に対応しつつ不採用者を出すことなく、当該基金事業が運用できるよう追加交付が不可欠である。
- 2 高等学校等奨学金事業交付金について、会計検査院の報告によると、平成17年度から平成43年度までの本県の負担額は約136億円になると指摘されており、20府県の中で貸付額に対する県の負担額の割合が最高となる一方、貸付額に対する交付金の割合が最低との数値が示されている。  
しかし、当該交付金の配分方法は「日本学生支援機構において、高校生に貸与していた都道府県ごとの採用者数（実績）に基づき算出した額の、平成14年度または平成15年度のいずれか高い額を基礎とし、その県ごとの構成比に基づき配分」となっており、本県の奨学金事業の実体に見合っていない状況が続いている。  
このため、当該交付金の配分方法に係る見直しが必要である。

**高等学校奨学金の応募者数**

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
応募者数（人）	4,240	5,020	5,415	5,320	5,459